

市長（作野広昭君） 市では現在、松任、美川、鶴来の都市計画を一元化する白山都市計画の策定を進めております。その中で、市街化区域と市街化調整区域の線引きと、市街化区域の用途地域の設定に関して、現在必要な作業を行っております。

市街化区域の線引きにつきましては、議員御指摘のとおり、白山市総合計画と白山市都市計画マスタープランを基本とする必要があります。御質問の市役所本庁舎と公立松任石川中央病院の間及び白山警察署、消防本部庁舎付近につきましては、都市計画マスタープラン策定の際に実施した地元町内会や生産組合へのアンケート結果から、積極的に開発したいとの総意が見られなかったということから、現状の市街化調整区域を維持するものとしているところであります。

しかしながら、将来的には社会情勢や人口、工業、商業の動向によって市街化区域を拡大する必要が生ずる可能性があります。そうした場合には、おおむね5年に1度、県において実施する都市計画基礎調査の結果を踏まえながら、土地の需要に見合う対応を進めることとなります。

なお、都市計画法等、法律に基づく開発は可能であります。実際の見直しに当たっては、議員御指摘のとおり広く市民や事業者の意見を聞きながら、しっかりと議論してまいりたいと考えております。